(介護予防) 訪問看護ステーション 虹Life 重要事項説明書 【介護保険】

株式会社フリーケアスタイル 訪問看護ステーション虹Life

第1 (介護予防) 訪問看護 重要事項説明書

(2025年8月1日現在)

1. 訪問看護事業の概要

名称 訪問看護ステーション虹Life

所 在 地 宮崎県小林市細野4361番地1

連絡先電話 080-8959-7241 FAX 050-3457-7683

代表者 株式会社 フリーケアスタイル 代表取締役 木下 賀博

(介護予防) 訪問看護事業所番号 456059013

管理者吉田 ひとみ

従 事 者 看 護 師 : 3 名 (管理者含む) リハビリスタッフ: 1名 (作業療法士)

事務職員:1名

開設年月日令和7年8月1日

通常の訪問地域 宮崎県小林市及び都城市、三股町、えびの市、高原町

2. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	株式会社フリーケアスタイルが開設する訪問看護ステーション虹 Lifeが行う訪問看護、介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保 するために人員・管理運営に関する事項を定め、訪問看護の必要 な利用者に対し、看護師等が適正な訪問看護を提供することを目 的とします。
運営方針	1)利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立 した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を めざした在宅療養支援をします。 2)事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医 療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供 に努めます。

3. 営業日及び営業時間

月曜日~土曜日 8:30~17:30

・休日は、土曜日、日曜日

※営業日および営業時間外は、24時間連絡可能な体制をとっております。ただし、 緊急時訪問看護体制等の加算に対するご契約をしている方に限らせていただきます。

4. 訪問看護サービスの内容

サービスの内容

- 1) 「訪問看護」は、ご利用者様の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、「居宅サービス計画」に応じて次の内容のサービスを行います。
- ①リハビリテーション
- ②病状・障害の観察
- ③食事及び排泄等日常生活の世話
- ④褥そうの予防
- ⑤清拭・洗髪等による清潔の保持
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置
- 2)事業者は、「居宅サービス計画」に定められた日程により訪問看護サービスを提供します。

5. 訪問看護の申し込みおよびサービス提供方法

- 1) ご本人様やご家族様、居宅介護支援事業者からお申し込み頂き、利用者様のお宅を訪問いたします。その際、必ず主治医の『訪問看護指示書』が必要となります。なお、訪問看護指示書の発行に際し、主治医の属する医療機関において一部負担金が発生しますことをご了承ください。
- 2) 初回訪問時、利用者様およびご家族様と面接し、課題を把握・分析し、「訪問看護計画」を立案しサービスを開始いたします。
- 3) 「訪問看護計画」は、利用者様およびご家族様の希望、主治医の指示書の内容等を基に、看護の専門的な視点で療養上必要な援助内容や目標等について計画を立てます。その訪問看護計画に沿って訪問看護サービスを提供します。
- 4) サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付する「サービス利用表」をご提示してください。 また、これらの内容に変更が生じた場合は必ず再度ご提示してください。
- 5) ターミナルケア実施について
- ①「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を 踏まえ利用者様ご本人と話し合いを行い利用者様ご本人の意思決定を基本に、他の医 療・介護関係者と連携し対応いたします。
- ②居宅介護支援事業者等と十分な連携を図るよう努めます。

6. 夜間および緊急時の対応について

当ステーションは、夜間や休日等 2 4 時間ご連絡やご相談に対応できる体制および必要に応じ臨時の訪問看護を実施する体制をとっています。但し、緊急時の対応をご希望される場合は『24 時間対応体制加算』の契約をしていただくことが必要です。緊急訪問に際しては、通常の基本利用料のほか時間外または時間延長料、休日利用料等が生じることをご了承ください。

【夜間帯の緊急連絡先】 電話:090-854-0801

7. 緊急事態および事故発生時の対応

- 1) 訪問看護師は、訪問看護実施中に利用者様の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行ないます。主治医に連絡が取れない場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。なお、その講じた措置について速やかに管理者および主治医に報告いたします。
- 2) 緊急時の対処を講じるあたり、ご家族様等の連絡先を明確にしていただく必要がございます。
- 3) 訪問看護師が、訪問看護実施中に生じた看護事故等に関しては、速やかに管理者に報告し、必要な措置を講じます。

8. 災害及び悪天候の訪問について

- 1) 災害(地震・火災・水害)
- 2) 悪天候(台風・大雪)
- 1)、2)により訪問が困難になる場合があります。事前に可能な限り訪問を調整させていただきます。

9. 業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策 定し、必要研修及び訓練を定期的に開催するなどの 措置を講じます。

1) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施などに取り組みます。

10. 経過観察・再評価

- 1) 訪問看護サービス提供の経過において、病状の変化、状態の変化に応じ、訪問看護計画の修正をし、サービスを提供いたします。
- 2) 主治医へ定期的に状態報告をし、必要に応じて訪問看護計画の修正をし、サービスを提供いたします。

11. キャンセル

利用者の都合で予定されたサービスをキャンセルする場合は、サービス利用の前日までに当事業所にご連絡下さい。当日キャンセルの場合はキャンセル料として当該基本料金の 100%の額をいただきます。ただし、利用者様の病態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため

- 1) サービス担当者は、常時身分証を携帯し、利用者様やご家族様の求めに応じ、いっでも提示いたします。
- 2) 訪問看護師は、年金の管理、金銭の貸借などの取り扱いはできません。
- 3) 訪問看護師は、健康保険法等により「利用者の心身の機能回復のために必要な療養上の世話や診療の補助をおこなうこと」とされています。これ以外の業務(調理・ 買い物・掃除等の家事一般)はお引き受けできませんのでご了承下さい。
- 4) 訪問看護師等に対する贈り物や茶菓子の接待等は、一切ご遠慮させていただきます。

12. ハラスメントについて

事業所は、訪問看護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が 築けるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。

- 1)事業所内で行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません
- ・身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為 上記は、当該法人職員、利用者様及びそのご家族様が対象となります。
- 2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防 止会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討します。
- 3) 職員に対し、ハラスメントに対する研修などを実施します。
- 4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、契約の解約等の措置を講じます。

13. 虐待の防止及び身体拘束等について

虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じています。

- 1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。
- 2) 虐待防止のための対策検討委員会を定期的に開催します
- 3) 虐待防止のための研修を実施します
- 4) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

【虐待防止に関わる責任者】 役職:管理者 吉田 ひとみ

- 5) 利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)はしません。
- 6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録します。

14. 苦情窓口

利用者様に提供されたサービスに苦情がある場合は、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 1) 訪問看護の提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
- 2) 相談及び苦情に円滑かつ適切な対応をするための体制及び手順は以下の通りです。
- ・苦情があった場合は状況を詳細に把握するために、状況の聞き取りや事情の確認を 行います
- ・事実確認の結果、苦情原因を究明し原因に基づいた対応を協議します。
- ・訪問看護のサービス提供に原因がある場合には、苦情処理検討会議を行います。
- ・苦情処理検討会議の内容は再発防止、または質の向上のための資料として活用します。

当事業所が行う訪問看護サービスについてのご相談ご苦情については、下記窓口で承ります。

<ご相談窓口>

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間 8:30~17:30 ご利用方法 電 話 080-8959-724
	FAX 050-3457-768
	担当職員:管理者 吉田 ひとみ
小林市長寿介護課	ご利用時間 平日 8:30~17:15 ご利用方法電話 0984-23-1140(直 通)
えびの市介護保険課	ご利用時間 平日 8:30~17:00ご利用方法電話 0984-35-1111(代表)
高原町福祉課 高齢者あんしん係	ご利用時間 平日 8:30~17:00 ご利用方法電話 0984-42-2581 (直 通)

都城市健康部 介護保険課	ご利用時間 平日 8:30~17:00ご利用方法電話 0986-23-2114(直通)
小林保健所	ご利用時間平日8:30~17:00ご利用方法電話0984-23-3118
宮崎県福祉保健部	電話番号 0985-26-7059
長寿介護課居宅担当	受付時間 8:30~17:00
国民健康保険団体連	電話番号 0985-35-5301
合会	受付時間 8:30~17:15

【苦情対応責任者】 役職:管理者 吉田ひとみ 電話 080-8959-7241 FAX 050-3457-7683

16. その他

1) 法人の概要 名 称 :株式会社フリーケアスタイル

代表者:代表取締役 木下 賀博

所在地:宮崎県小林市細野4361番地1

連絡先 : 電話090-1368-2456

2) 訪問看護ステーション虹Lifeの特徴

・併設事業所 ケアプランセンター虹Life